

# 広瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

〒980-0803  
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号  
肴町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)  
FAX (022) 227-2294  
http://www.s-chuho.com/



「広瀬川で」

撮影 加藤 久良

謹賀新年

二〇一一年一月

仙台中央法律事務所

弁護士 青木 正芳  
弁護士 高橋 正  
弁護士 佐藤 真明  
弁護士 小関 潔  
弁護士 阿部 主  
弁護士 野呂 彦  
弁護士 守屋 克  
弁護士 吉田 大  
弁護士 原田 憲  
弁護士 花田 耕子  
事務局長 生田 耕子

かじか

いっふう変わった世界文学全集がある出版社から出されている。全て二〇世紀以降の、しかも少なからぬ作品がいわゆる「第三世界」の作家によるものである。以前の我が国の「世界文学全集」といえば、古くは古代ギリシアから近くとも二〇世紀中期までの、大半がヨーロッパとアジアアメリカ、せいぜい中国の作品（しかも「古典」で占められていた）の選り方にも欧米中心の世界観があらわれている。しかし、この全集中には、ベトナム戦争で同じ民族が殺し合う悲劇、アパルトヘイト下の南アフリカ、「プラハの春」挫折後のチェコなどをそれぞれの国の作家が描いた作品や、少なからぬノンフィクション作品が含まれる。「世界文学」というからには現代のかつ現実の世界の姿を伝えるべき、という観点からの意欲的な試みとして評価したい。日本から唯一選ばれているのが、水俣病を描いた石牟礼道子の『苦界浄土』である。これも、我が国の「現代の姿」を伝える文学にほかならない。折しも加害企業チッソが分社化されるという報道がなされた。患者の救済が損なわれかねない事態であり、我々は今も残る問題の深刻さを改めて認識しなければならぬ。

仙台市民オンブズマン

## 議会費用弁償訴訟で判決

弁護士 原田 憲

宮城県議会と仙台市議会の費用弁償返還請求訴訟は、一月に判決がありましたのでご報告いたします。

仙台市民オンブズマンは、この訴訟の中で議員に議会出席の度に支払われている費用弁償が著しく高額であり、議会出席の費用実費としての実態を有していないことを再三主張し、これを明らかにするため、宮城県議会議員と仙台市議会議員に対する書面による証人尋問を申立て、全議員に対し、議会出席に要している費用についての回答を求めました。そして、議員から得た回答を集計したところ、実費の支給金額に占める割合は、宮城県議会では約二割、仙台市議会では約一割に満たず、その差額が議員に利得されていることが明らかになりました。

しかし、仙台地裁の判決は、札幌市議会の費用弁償に関する最高裁判決（平成二十二年三月三〇日）の論理をそのまま採用し、オンブズマンの主張を退けました。判決の論理とは、議員活動には調査準備などのために様々な費用を要することが想定され、他の自治体と比較してそれほど高額ではないから裁量の範囲内であるとするものです。

議会出席の際に生じる費用とは交通費程度です。議員の調査活動等に対しては政務調査費が支給されており、その他に費用弁償を支給する必要も無く、調査活動等のために費用弁償が充てられているという事実もありません。判決の論理は甚だ不合理であると言えます。

判決の採用している議会裁量論は市民の常識に反するものであり、また、費用弁償を廃止に至った自治体も少なくない中で、仙台市は未だに月額五〇〇〇円の支給を続けていることも考慮して、オンブズマンとしては、引き続き控訴審で争っていくことになりました。

## お知らせ

いまレッドパージ被害者の権利回復を激励する集い  
～仙台弁護士会の人権救済勧告を受けて～

場所 仙台市福祉プラザ11階  
第1研修室  
(仙台市青葉区五橋2丁目12番2号)

日時 2011年(平成23年)  
1月22日(土)午後2時00分～

主催 レッド・パージ被害者の名誉・被害回復を激励する会

連絡先 仙台中央法律事務所  
(Tel.022-227-2291)

多くの方々のご参加をお待ちしております。

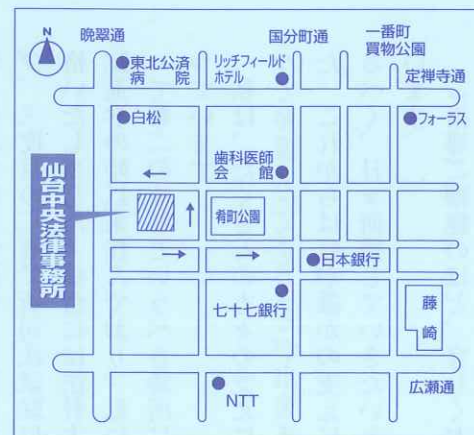
## 法律相談のご案内

当事務所では相談日を設けております。一月から六月までに予定している相談日は次のとおりです。  
相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。

《相談料》30分 5,000円

《連絡先》022(227)2291

《相談日》1月14日(金)、26日(水)  
2月7日(月)、16日(水)、28日(月)  
3月7日(月)、16日(水)、28日(月)  
4月6日(水)、18日(月)、26日(火)  
5月16日(月)、26日(木)  
6月6日(月)、16日(木)、27日(月)



## 保育の現場を考える

「公立保育所廃止・  
民営化国賠訴訟」

「証人尋問へ」

仙台市は二〇〇九年一〇月に大野田・原町の両公立保育所を廃止し、民営化しました。民営化した方が市の経費負担が減るということを根拠にしています。しかし、公立保育所を廃止し民営化することで保育の質が維持できるのか、公立保育所を選択して入所した児童・保護者の保育所選択権や「子どもの最善の利益」を侵害することにならないか、といった点について十分な検討・配慮がなされていませんし、子どもの利益を侵害してまで経費削減を優先する合理的論証もなされていません。そもそも、仙台市は待機児童が全国的にも多い都市であり、待機児童解消のためには保育所を増設することこそあれ、廃止する合理性は見出せません。経費の問題を言う前にまず議員の政務調査費や費用弁償、非常勤

行政委員の月額報酬等の無駄を見直して財源の確保を図るべきでしょう。

公立保育所廃止及び一〇月移管の違法性を追及している裁判は、いよいよ証人尋問に入ります。尋問期日は二〇一一年二月二二日午前一〇時二〇分から午後四時三〇分までで、当時の仙台市保育環境整備課長、民営化により引き継いだ社会福祉法人の代表者、原告本人の三名の尋問を行います。

「幼稚園教諭は

尊重された扱いを

受けているのか」

仙台市内のM幼稚園の先生が、園長や教頭から謂われのない濡れ衣を着せられ、しかもその濡れ衣を保護者らにも広められ名誉を毀損されたという事件がありました。幼稚園は児童の健全な成長の場であり、その

ためには適切な環境であることが求められます。そして、幼稚園が児童にとって適切な環境であるためには、まず児童と直接に接する教諭の人格的尊厳が職場において尊重されていることが必要不可欠です。しかし、残念ながらM幼稚園では教諭の人格的尊厳が尊重されていませんでした。そのため、濡れ衣を着せられた先生方は過度のストレスを抱え退職せざるを得ませんでした。

M幼稚園の先生は午前八時から午後五時過ぎまで休み無く働いていました。そのため恒常的に時間外労働を強いられているのですが、時間外手当は全く支払われていません。これも教諭の人格的尊厳の軽視の現れと言えます。

時間外手当及び慰謝料等を求める裁判が始まったところですが、裁判を通じてM幼稚園の責任をきちんと認めさせたいです。

## 懲戒解雇撤回を勝ち取る！

「山水会事件」

弁護士 野呂 圭

医療法人社団山水会（現リラの会）の事務局長を務めていた佐藤さんが山水会からの二度にわたる懲戒解雇に打ち勝ち、懲戒解雇撤回の勝利和解を得ることができました。山水会による懲戒解雇は、合理的理由も証拠もなく、また弁明の機会も付与しないなど適正手続上も問題のあるものでした。山水会は訴訟が始まってからあれこれと証拠を提出してきましたが、いずれも真実を語る佐藤さん

んの前では通用しないものでした。懲戒解雇との闘いは、仮処分、保全異議、本案訴訟と行い、仮処分及び保全異議ではいずれも山水会の主張を排斥し懲戒解雇の無効が確認されました。このような状況で、山水会も最後には懲戒解雇を撤回することとなり、無事和解で解決しました。約二年間の闘いでしたが、その間佐藤さんを支援して下さった方々の存在も大きいものでした。

## 陸上自衛隊

### 情報保全隊監視差止・ 国家賠償請求訴訟

弁護士 吉田 大輔

何度かご紹介しておりますが、この訴訟は、二〇〇七年六月六日、陸上自衛隊情報保全隊が全国の様々な団体や市民の集会、デモ等を組織的・日常的に監視し、その情報を分析した上で管理していることが発覚したことから、監視の対象となった方々が、国に対して、損害賠償と監視行為の差止めを求めている裁判です。

二〇〇七年一〇月の提訴以降これまでに、原告の方々がどのような思いで市民活動を行い、監視されたこととどのような精神的苦痛を受けたか等を記載した陳述書一〇〇名分を裁判所に提出し、また、自衛隊情報保全隊の実態に関して頼瀬厚山口大学教授の意見書を、自衛隊情報保全隊による国民監視が原告の様々な人権、特に平和的生存権を侵害することに関して小林武愛知大学大学院教授の意見書をそれぞれ裁判所に提出しました。

そして、原告のうち代表五名の尋

問が行われることとなりました。そのうち二名の尋問が、二〇一一年一月一七日（月）午後一時四十分から行われます（残り三名の尋問の日程は未定）。

これからの尋問の中で、自衛隊情報保全隊が行っていることが、平和的生存権や表現の自由、プライバシー権を侵害し許されないことや、さらには自衛隊の持つ問題性を明らかにしていきたいと考えていますので、是非、傍聴の程、よろしくお願ひ致します。

## 「フーワーキングリッチ」

「非常勤行政委員の

月額報酬問題

弁護士 野呂 圭

月に数回、数時間程度の会議に参加するだけで月額一〇万～二〇万円の報酬をもらっている非常勤行政委員がいます。行政委員とは選挙管理委員会、教育委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員会等の自治体の委員のことを言います。そして、彼らの報酬は地方自治法二〇三条の二第二項本文において勤務日数に応じて支給すべきこととされています

## 入所のご挨拶



弁護士 花生 耕子

今年一月から仙台中央法律事務所に入所させて頂きました、花生耕子と申します。

出身地は青森県八戸市で、お茶の水女子大

す。しかし、実態は例外である同項但書による条例の定めに基づく月額報酬とされているのです。

仙台市民オンブズマンはこの不合理の是正を求めて、宮城県知事と仙台市長を相手に住民訴訟を提起しました。地方自治法が例外として月額報酬を認めている趣旨は、非常勤委員の勤務実態がほとんど常勤委員と異ならず、常勤委員と同様に月額報酬とすることに合理性が認められる事情がある場合に条例で月額報酬とすることができるとあると解されます。そして、そのような事情の有無を判断するためには各委員の勤務実態を明らかにする必要があります。

学、東北学院大学法科大学院にて学び、三度目の正直で新司法試験に合格いたしました。仙台には法科大学院進学の時以来住んでおり、私にとって第二の故郷というべき場所になっています。

私は、たくさんの方々のおかげによって弁護士になることが出来ました。これからは私が誰かの支えになるべく、日々研鑽していきたくと思っています。

ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願ひいたします。

このような経緯で、仙台市の各行政委員の証人尋問が実施されました。そこでは、委員会の資料はほとんど事務局が作成していること、行政委員は本業の仕事を持っておりそれがメインで、行政委員としての仕事は月にせいぜい数日であること、各委員は月額報酬でなければ委員を務められないという認識は持っていないことなどの実態が明らかになってきました。

現在、各自治体では非常勤行政委員の月額報酬を見直す動きが出ています。無駄を排除し、必要なところに公金を充てる市民のための施策が求められます。